

○神戸学院大学における研究活動上の不正行為に係る調査等に関する要項

2015年4月1日

制定

改正 2016年4月1日

2020年4月1日

2022年4月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、神戸学院大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程(以下「規程」という。)第16条第3項の規定に基づき、神戸学院大学(以下「本学」という。)における研究活動上の不正行為又は不正行為の疑いが生じた場合の調査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項における用語は、規程において使用する用語の例によるものとする。

- 2 この要項において「競争的研究費等」とは、国、地方公共団体又は独立行政法人等公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型資金及びそれらが配分された学外の機関とのそれらを原資とした受託研究又は共同研究により本学に受け入れた資金をいう。
- 3 この要項において「配分機関等」とは、競争的研究費等、基盤的研究経費その他の予算の配分又は措置をする機関をいう。

(予備調査)

第3条 最高責任者は、規程第16条により調査を行おうとする場合、不正行為の疑いのある研究者等(以下「予備調査対象者」という。)の所属する学部等の学部等責任者(学部等責任者が予備調査対象者であるとき又は告発者若しくは予備調査対象者と直接の利害関係を有するときは、予備調査対象者でないかつ告発者又は予備調査対象者と直接の利害関係を有しない最高責任者が指名する学部等内の者。以下同じ。)に速やかに告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するための調査(以下「予備調査」という。)を行うよう指示しなければならない。

- 2 学部等責任者は、最高責任者から予備調査を行うよう指示があつたときは、当該告発等の信憑性等について調査するものとし、指示を受けた日から14日以内に調査結果及び本格的な調査(以下「本調査」という。)の必要性の有無を最高責任者に報告しなければならない。

- 3 前項の予備調査について、関係する学部等が複数ある場合は、関係学部等で協議のうえ、

共同して予備調査を行うことができる。

- 4 予備調査は、当該告発等において指摘があつた不正行為に係る資料の精査及び関係者のヒアリングにより行うものとする。
- 5 第1項の調査に際して、学部等責任者は、証拠となる資料等を保全するための措置を執ることができる。
- 6 第1項の調査に際して、学部等責任者は、必要に応じて、関係学部等の協力を要請することができる。
- 7 最高責任者は、第2項の報告に基づき、告発等の受付から30日以内に告発等の内容の合理性を確認の上、調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を決定するものとする。
- 8 最高責任者は、前項の規定に基づき、本調査を実施することを決定したときは、調査の開始を告発者及び予備調査対象者に通知するものとする。
- 9 最高責任者は、第7項の規定に基づき、本調査を実施しないことを決定したときは、調査しない旨をその理由と併せて告発者に通知するものとする。この場合には、その事案に係る配分機関等及び告発者の求めがあつた場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 10 前2項の規定に関わらず、告発等が匿名で行われた場合は当該告発者に対しての通知は行わないものとする。

(予備調査への異議申立て)

第4条 告発者及び予備調査対象者は、前条第8項の通知の内容に異議があるときは、当該通知を受けた日から7日以内に最高責任者に対し、書面により異議申立てをすることができる。

- 2 最高責任者は、前項により異議申立てがあつた場合は、その内容を審査し、必要と認めるときは、学部等責任者に再度の予備調査の実施を指示する。
- 3 最高責任者は、前項の審査の結果を、告発者及び予備調査対象者に通知するものとする。
- 4 異議申立てをした者は、前項の通知の内容に対して、再度異議申立てをすることはできない。

(配分機関等への報告)

第5条 第3条による予備調査結果の通知後、告発者及び予備調査対象者から異議申立てがなく本調査を実施することが確定したとき又は前条による異議申立てを受けての再度の予備調査の結果本調査を実施することが確定したときは、最高責任者は当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に本調査を実施することを報告しなければならない。

(調査委員会)

第6条 最高責任者は、本調査の実施を決定したときは、30日以内に研究活動上の不正行為に係る調査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、調査を開始させるとともに、危機管理委員会に委員会を設置したことを報告しなければならない。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- (1) 最高責任者が指名する本学教職員 若干名
- (2) 最高責任者が委嘱する専門的知識等を有する学外者 若干名
- (3) その他委員長が必要と認めた者 若干名

3 委員会は、委員の半数以上が本学に属さない委員により構成され、かつ、全ての委員は告発者及び本調査の対象となる教職員等(以下「本調査対象者」という。)と直接の利害関係のない者でなければならない。

4 委員会に委員長を置き、最高責任者が指名する第2項第1号の委員をもつて充てる。

5 最高責任者は、委員会委員の指名又は委嘱に当たり、規程第18条の定めるところにより委員会委員の氏名・所属を公表する旨通知するものとする。

6 委員会に関する事務は、研究支援グループで行う。

(委員氏名等の通知)

第7条 最高責任者は、委員会を設置したときは直ちに告発者及び本調査対象者に委員の氏名及び所属を通知しなければならない。

2 告発者及び本調査対象者は、前項の通知を受けた日から7日以内に最高責任者に対し、書面により委員会の委員構成につき異議申立てをすることができる。

3 異議申立てがあつた場合、最高責任者はその申立て内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員の変更を行い、その旨を告発者及び本調査対象者に通知する。

(守秘義務)

第8条 委員会の構成員その他本要項に基づき不正行為の調査に関係した者は、その職務上、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(本調査)

第9条 委員会は、不正行為の有無、不正行為の内容及び不正行為に関与した者等について内部監査室と連携して調査するものとする。

2 委員会は、本調査の実施に際し、調査方針、調査対象、方法等(以下「調査方針」という。)を定め、最高責任者に当該調査方針を報告しなければならない。

3 最高責任者は、調査方針を検証し、当該調査方針について関係機関と協議を行い、その

結果必要と認めるときは、委員会に調査方針の修正を指示することができる。

(調査方法等)

第10条 調査は、当該告発があつた事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート及び生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング及び再実験の実施等により行う。

2 前項の調査に際して、委員会は、調査の実施に当たり、告発者、本調査対象者及びその他関係者に対し、資料の提出等必要な協力を求めることができる。

3 第1項の調査に際して、委員会は本調査対象者に対し、弁明の機会を与えてその聴取を行うものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、必要かつ有益と認めるときは、本調査対象者に関連する他の研究活動を調査の対象とすることができる。

5 第1項及び前項の調査に際して、調査委員会は、証拠となる資料等を保全するための措置を執ることができる。

6 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料等を保全するための措置を執るよう、当該研究機関に依頼するものとする。

7 第1項及び第4項の調査に際して、調査委員会は、必要に応じて、関係学部等の協力を要請することができる。

8 委員会は、必要に応じて、本調査対象者等に対し調査の対象となつている研究活動の研究費の使用停止を命ずることができる。

(告発者等調査関与者の保護)

第11条 告発者及び調査協力者に対し、この要項に定める調査への協力を理由として、人事、給与、研究又は教育上のいかなる不利益な取扱いも行つてはならない。

2 調査に携わるすべての者は、告発者、被告発者及びその他当該調査に関与する者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

(認定)

第12条 委員会は、調査の結果に基づき、不正行為の有無について認定を行い、委員会設置後150日以内に調査結果を最高責任者に報告しなければならない。

2 不正行為が行われなかつたと認定される場合であつて調査を通じて告発等が不正な目的に基づくものであることが判明したときは、委員会は併せてその旨の認定を行い、前項と同様に最高責任者に報告しなければならない。

3 前項の認定を行うに当たっては、委員会は告発者に弁明の機会を与えなければならない。

4 最高責任者は、第1項及び第2項の報告に基づき、調査の結果を告発者及び本調査対象者に通知するものとする。本調査対象者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関にも通知するものとする。ただし、告発が匿名で行われた場合は当該告発者に対しての通知は行わないものとする。

5 最高責任者は、前条第2項による不正な目的による告発の認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属している場合は、調査の結果を当該所属機関にも通知するものとする。

(本調査への異議申立て)

第13条 告発者及び本調査対象者は、前条第4項の通知の内容に異議があるときは、当該通知を受けた日から14日以内に最高責任者に対し、書面により異議申立てを行うことができる。

2 最高責任者は、本調査対象者から異議申立てがあったときは告発者に対して、告発者から異議申立てがあったときは本調査対象者に対して通知するものとする。

3 前条第2項による不正な目的による告発の認定にかかる異議申立てがあったときにおいて、告発者が本学以外の機関に所属している場合は、前項に加え告発者が所属する機関にも通知するものとする。

4 最高責任者は、第1項の異議申立てがあったときは、委員会に諮り、再調査の実施を指示することができる。この場合において、異議申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものであるときは、委員会の委員を変更することができるものとする。

5 前項の再調査の指示があったときは、委員会は速やかに再調査を行い、その結果を再調査の指示のあった日から30日以内に最高責任者に報告するものとする。

6 最高責任者は、前項の報告に基づき、再調査に係る決定を行い、告発者及び本調査対象者に通知するものとする。告発者が本学以外の機関に所属している場合は、告発者が所属する機関にも通知するものとする。

7 最高責任者は、再調査を実施しないことを決定したときは、再調査をしない旨をその理由と併せて異議申立てをした者に通知するものとする。

8 異議申立てをした者は、前2項の決定に対して、再度異議申立てをすることはできない。

9 最高責任者は、次の各号の場合、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告しなければならない。

(1) 第1項の異議申立てがあった場合

(2) 第1項の異議申立てを却下した場合

(3) 再調査の実施を決定した場合

(調査結果の報告)

第14条 委員会の委員長は、第12条による調査結果の通知後、告発者及び本調査対象者から異議申立てがなくその内容が確定したとき、又は前条第1項による異議申立てに対し、前条第6項又は第7項の決定が行われたときは、最終報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高責任者に報告しなければならない。

(措置)

第15条 最高責任者は、前条の報告を受けたときは、危機管理委員会の招集を要請し、前条による報告に基づき、必要な措置を講じなければならない。

2 最高責任者は、前条による報告に基づき、その調査結果を告発者、本調査対象者及び関連する学部等責任者等に通知しなければならない。

3 最高責任者は、本調査対象者が本学以外の機関に所属する場合はその所属機関にも調査結果を通知しなければならない。

4 最高責任者は、調査結果をその事案に係る配分機関等及び文部科学省に所定の報告書により報告しなければならない。

5 最高責任者は、配分機関等の求めに応じて調査の終了前であつても調査の中間報告をしなければならない。

6 最高責任者は、配分機関等以外の関係機関から調査結果又は調査状況についての報告を求められた場合は必要に応じて報告しなければならない。

7 最高責任者は、前条による報告に基づき、不正行為が認められなかつた場合は、調査過程で行った一切の措置を解除するとともに、当該事案において不正行為が行われていない旨を関係者に周知するなど、不正行為を行っていないと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第16条 最高責任者は、不正行為への関与が認定された者及び不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対し、不正行為が認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高責任者に行わなければならない。

3 最高責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(他機関の調査への協力)

第17条 他の研究機関より不正行為の調査に関し合理的な協力を求められた場合、最高責任者の判断により本学は誠実に調査又は協力をする。

2 最高責任者は、前項により調査又は協力をする場合、本学が調査を行う場合と同様に証拠となる資料等を保全するための措置を執ることができる。

(雑則)

第18条 この要項に定めるもののほか、研究活動上の不正行為に係る調査等に関し必要な事項は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)」に則り取り扱う。

(要項の改廃)

第19条 この要項の改廃は、公正研究委員会、全学研究推進委員会及び評議会の議を経て学長が行う。

附 記

この要項は、2015年4月1日から実施する。

附 記(2016年4月1日)

この要項は、2016年4月1日から実施する。

附 記(2020年4月1日)

この要項は、2020年4月1日から実施する。

附 記(2022年4月1日)

この要項は、2022年4月1日から実施する。